

横須賀市立小中学校適正配置審議会の傍聴に関する要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市立小中学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に
関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人以内とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が開会時刻の10分前の時点で前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定
し、定員に達しない場合は、審議会開会まで先着順に受け付けます。

(傍聴章)

第3条 傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければな
らない。

2 傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の尊守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類は着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許
可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。
- (7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たとき
は、この限りでない。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為はしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定を違反したとき、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、
これを退場させることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別記様式)

No. 横須賀市立小中学校適正配置審議会

傍聴章

(お帰りの際は事務局へお返しください。)